

農機具共済

共済目的

すべての農業用機械

(ただし、中古農機具については付保割合条件付
実損てん補特約を付さなければなりません。)



加入

火災共済と総合共済があります。

共済責任期間

共済掛金の払い込みを受けた日の午後4時から1年間となります。

共済金額

新品で購入した農機具は、新調達価額（新品価格）までの、1台当たり5万円から1,000万円までの間で加入できます。

中古で購入した農機具は、5万円から中古購入価格か時価額のいずれか低い金額で1,000万円まで加入できます。

共済掛金

共済の種類ごと及び付保割合条件付実損てん補特約の約定割合ごとに、次のようになっています。

火災共済掛金一覧表

(円)

共済金額	約定割合							
	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
100万円	6,996	5,715	4,864	4,260	3,815	3,475	3,211	3,000
300万円	20,988	17,145	14,592	12,780	11,445	10,425	9,633	9,000
500万円	34,980	28,575	24,320	21,300	19,075	17,375	16,055	15,000
1,000万円	69,960	57,150	48,640	42,600	38,150	34,750	32,110	30,000

総合共済掛金一覧表

(円)

共済金額	約定割合							
	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
100万円	16,505	13,202	11,007	9,449	8,302	7,425	6,744	6,200
300万円	49,515	39,606	33,021	28,347	24,906	22,275	20,232	18,600
500万円	82,525	66,010	55,035	47,245	41,510	37,125	33,720	31,000
1,000万円	165,050	132,020	110,070	94,490	83,020	74,250	67,440	62,000

共済事故

火災共済	火災、落雷、破裂又は爆発、盗難による盗取又はき損、鳥獣害、騒じょう又は労働争議に伴う暴行。
総合共済	火災共済の対象災害のほか、物体の落下又は飛来、衝突、接触、墜落、転覆、風水害、雪害、その他自然災害。

共済金

損害額が価額の5%又は、30,000円以上となった時に支払われます。

[災害共済金]

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{賠償金等}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

- ・ 衝突、接触、墜落、転覆の場合は損害額から2割引かれます。
- ・ 全損の場合は共済関係が消滅します。
- ・ 分損の場合は災害共済金の合計額が共済金額になるまで何回の事故でも支払われます。
- ・ 復旧しない場合は時価計算で算出されます。

[例] ※総合共済事故による支払例

新調達価額 500万円 共済金額 250万円 約定割合 50%

経年減価残存率 61.43% 損害額 100万円での接触事故の場合

〈復旧する場合〉

$$\begin{aligned} & ((\text{損害額})100\text{万円} - (\text{免責額})20\text{万円}) \times \frac{250\text{万円}}{(\text{新調達価額})500\text{万円} \times (\text{約定割合})50\%} \\ & = 80\text{万円} \times \frac{250\text{万円}}{250\text{万円}} = 80\text{万円} \end{aligned}$$

〈復旧しない場合〉

$$\begin{aligned} & ((\text{損害額})100\text{万円} - (\text{免責額})20\text{万円}) \times 61.43\% \times \frac{250\text{万円}}{(\text{新調達価額})500\text{万円} \times (\text{約定割合})50\%} \\ & = 80\text{万円} \times 61.43\% \times \frac{250\text{万円}}{250\text{万円}} \doteq 49\text{万円} \end{aligned}$$